

もえるごみの分け方と出し方

- 必ず指定ごみ袋で出して下さい。
- 袋には行政区、氏名を書き、口をしっかり結んで出して下さい。
- 生ごみは、十分に水気を切ってから出してください。
水分を燃やすためのごみ処理費を削減することができます。
- もえるごみとして処理できる大きさは、指定袋に入る大きさの可燃性（紙、布、プラスチック、ゴム、皮革、動植物など）のごみです。
なお、長いものや太いもの及び広がるものは下の基準に従って切ってから、指定袋に入れて出して下さい。
- ☆ 木の枝は、直径が10cm以内で長さが60cm以内に切断して下さい。
(基準を超えるものは、粗大ごみとして取り扱います。)
- ☆ カーテンやシートなど広がるものは60cm四方以内、ホースなどの長いものは60cm以内に切断して下さい
(切断できない場合は、粗大ごみとして清掃センターに直接搬入)
- 容器包装リサイクル法に適合しない紙、及び、プラスチック製のものや、容器包装リサイクル法に適合するが汚れが落ちないなどによりリサイクルに適さないものは、もえるごみとして出して下さい。
- 未使用の花火は、火災防止のため有害危険ごみとなります。
- 家庭から出される医療廃棄物のうち感染の恐れのない廃棄物について、一般廃棄物として処理することになります。出し方は「在宅医療廃棄物の分け方・出し方」を参照してください。

【出し方】

- 指定袋に入れて出す。
 - 午前8時30分まで出す。
- 週2回収集

家庭用もえるごみ袋

名取市 岩沼市 亶理町 山元町

行政区または集積所番号	氏名

- 「行政区または集積所番号」と「氏名」は、かならず記入してください。
- 生ごみはよく水を切ってから入れてください。
- 集積所に出すときは、袋の口をしっかり結び、収集指定日の早朝から午前8時30分までに出してください。
- 1回に出す量は、2袋程度までにしてください。

亶理名取共立衛生処理組合
名取市・岩沼市・亶理町・山元町
公衆衛生組合連合会・環境衛生組合連合会

生ごみ処理容器購入補助事業

家庭から出る生ごみの減量や堆肥として資源化する、電気式生ごみ処理機や生ごみ処理容器(コンポスト)を購入した世帯に、補助制度を設けています。詳細は町民生活課までお問い合わせください

対象容器	対象基準	補助率
コンポスト	・有効容量100リットル以上の容器 ・保証期間5年以上	・購入価格の2分の1以内 ・限度額 3,000円
生ごみ処理機 (電動式)	・生ごみを5分の1以下に減量する能力を有するもの ・保証期間1年以上	・購入価格の2分の1以内 ・限度額 25,000円

○生ごみ



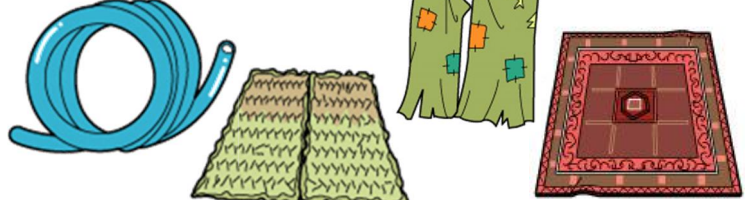
十分に水を切ってから出して下さい。

○木片・木の枝



長さ 60 cm、太さ 10 cm 以内。
草・落ち葉は乾燥させる。

○長いもの・広がるもの



ビニールホースなどの長いものは 60 cm 以内、
カーテンやシートなどの広がるものは 60 cm 四方以内に切断。

○紙おむつ

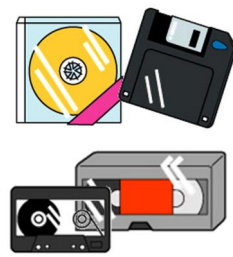


※必ず汚物を取り除いてから出して下さい。

○容器でも・・・ ・・・もえるごみ



○プラスチック製 でも・・・



○ゴム・皮革製品



○在宅医療廃棄物



～ ごみの分別にご協力をお願いします ～